

所得税を納めすぎの方は還付の手続きを

―相続または贈与等に係る生命保険契約や損害保険契約等に基づく年金の税務上の取扱い変更について―

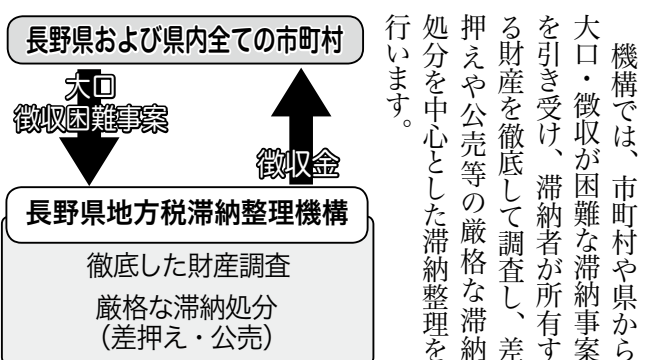
この度、遺族の方の年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となつた部分については、所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決がありました。そこで、このような年金に係る税務上の取扱いを改めることとしましたので、お知らせします。

これにより、平成17年分から平成21年分までの各年分について所得税が納めすぎとなつていらっしゃる方につきましては、その納めすぎとなつてゐる所得税が還付となります。

お手数をお掛けしますが、必要な手続き（更正の請求または確定申告など）をしていただきますようお願いいたします。

この取扱い変更の対象となる方や所得税の還付の手続きについては、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】をご覧ください。信濃中野税務署にお問い合せください。

様々な行政サービスは、皆さんが納める税金により提供されています。ほとんどの方はきちんと納税していただいています。一部に納税義務を怠り滞納している方がいます。このため、きちんと納税している方との公平性が保てないことなどから、滞納者への厳正・公平な税金の徴収を行うことが求められます。



平成23年4月業務開始の予定

「長野県地方税滞納整理機構」

方は平成22年12月末が還付できる期限となりますので、お早めに手続きをお願いいたします。

※受け取られた年金の受給権が相続税や贈与税の課税対象となる場合は、実際に相続税や贈与税が生じなかった方も対象となります。

事業所（者）の皆さんへ 市・県民税 特別徴収のお願い

【お問い合わせ】税務課 市民税係 ☎62-3111 内線161・162

長野県と県内全市町村が共同し、給与所得者の個人住民税について、特別徴収（給与からの天引き）推進に取り組んでいます。特別徴収を実施されていない事業所（者）の方は来年度からの個人住民税の特別徴収の導入をお願いします。

平成23年度の個人住民税からの特別徴収を実施される場合は、平成23年1月31日までに提出する、給与支払報告書の提出方法が変更になります。

■個人住民税の特別徴収とは

従業員の方（納税者）が直接飯山市に個人住民税を納付（普通徴収）するのではなく、事業所（者）が毎月の給与から天引きして納付する制度です。

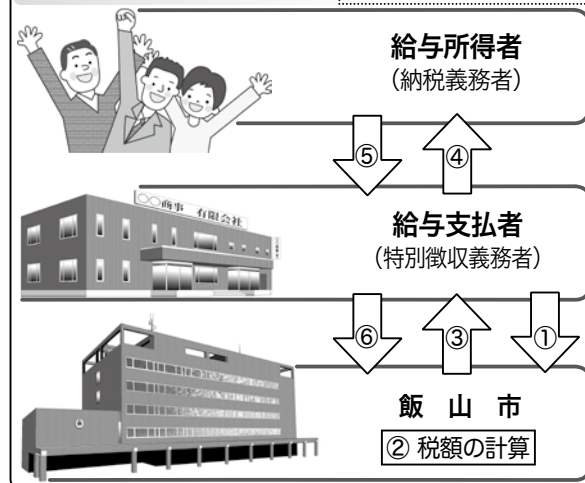
■納税者（従業員）にとっても利点があります

- ・金融機関へ納税に出向く手間を省くことができます。
- ・普通徴収は、年間税額を4回に分けて納めるのに対し、特別徴収は毎月の給与からの天引きなので12回に分けて納税していただきます。これにより納税者の1回の納税額が少なくなります。

■事業者の皆さんの面倒な手続きは必要ありません

市・県民税は、所得税の源泉徴収のような個別の税額計算や、年末調整の事務の必要は無く、飯山市が税額計算を行い事業者へお知らせします。事業者は毎月の給与から税額を天引きし、市町村に納めていただきます。

特別徴収 納税の仕組み



12月は年末収納強化月間です

納期限内の納税にご協力を

市税の滞納は、市の事業やサービスを実施するうえで大きな障害となります。12月は年末収納強化月間として、未納者のお宅に市職員が訪問させていただくことがあります。

税の公平性確保のため、悪質な滞納者に対しては、不動産・預貯金などの財産や、債権、給与等の差押えなど、毅然とした態度で滞納処分を進めてまいります。お納め忘れがないよう、もう一度、納付

非自発的失業者に対する

国民健康保険に係る負担の一部軽減について

国民健康保険に加入されている方のうち、本人の責任によらない失業（倒産・解雇等）が理由で雇用保険を受給した方または受給している方は、申告により国民健康保険に係る負担の一部を計算する際に、対象となる方の給与所得が軽減される場合があります。

対象となるのは、平成20年3月31日以降に下記の全ての条件に該当する方です。①倒

日曜納税窓口のご案内

毎月最終日曜日、日曜納税窓口で納税ができます。11月、12月の予定は次のとおりです。

■期日	11月28日（日）	12月26日（日）
■時間	午前8時30分～午後5時	
■場所	市役所1階 税務課窓口	

個人青色申告決算等説明会の開催について

■農業所得関係

・日時 12月1日（水）
午前10時～

・会場 飯山市公民館 講堂

■営業・不動産所得関係

・日時 12月1日（水）
午後2時～

・会場 飯山市公民館 講堂

子ども手当の手続きはお早めに

出生・転出・転入・転居などの際には手続きが必要です

子ども手当の対象となるお子さんを養育している世帯の住民票・戸籍の異動（出生・転出・転入・転居・離婚等）の際には、手続きが必要となる場合がありますので、異動等があった場合は、子ども課窓口までおこしください。

特に次の場合は、手続きが遅れると手当が受給できない期間が発生しますので、ご注意ください。

①受給者の住所が他市町村に変わったとき
飯山市での受給資格が消滅します。転出先の市町村で、新たに「子ども手当認定請求書」の提出が必要になります。転出先の市町村へ提出するので、子ども課窓口までおこしください。

■手続きに必要なもの

- ・印鑑
- ・受給者の健康保険証
- ・受給者名義口座番号の控

なお、健康保険証等の添付書類が手続き中で間に合わない場合でも、認定請求書を先に提出することができます。

また、公務員の方は、勤務先から子ども手当が支給されますので、勤務先で手続きをしていただくこととなります。